

新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等支援補助金

新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」に対応して事業を再出発されようとする小規模事業者・個人事業者、中小企業者等の皆様の取組を支援します

補助対象者

京都府内に事業所等を有する、
 (1) 中小企業者 (2) 小規模事業者・個人事業者
 (3) 商工団体等※ (4) 病院(常時使用する従業員数300人以下)
 (5) NPO

※商工団体等...商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、任意団体(商店街等)

受付期間

**6/16(火) ~
9/15(火)**

補助上限額・補助率

中小企業者等 **事業再出発支援補助金**

① 感染防止対策

小規模事業者、中小企業者、
商工団体等、病院、NPO

補助上限額 **10万円**

補助率 **10/10**

中小企業者等緊急 **応援補助金**

① 感染防止対策 ② 業務改善・売上向上

小規模事業者、 中小企業者
商工団体等、病院、NPO

補助上限額 **20万円** **30万円**

補助率 **2/3** **1/2**

補助対象経費

感染拡大予防ガイドラインの趣旨に沿った感染防止対策や業務改善・売上向上につながる取組に必要な経費の全額又は一部を補助します。

(具体例)

① 「新しい生活様式」に対応した感染拡大予防ガイドラインの趣旨に沿った取組

- ◆ アクリル板・透明ビニールカーテンの設置
- ◆ 店舗、オフィススペースや作業場の配置変更等に要する経費
- ◆ キャッシュレス決済の導入経費
- ◆ 「新しい生活様式」への対応に向けた社員研修に要する経費
- ◆ 検温器、マスクや消毒スプレーなど、衛生用備品、消耗品購入費 など

② 業務改善・売上向上につながる取組

- ◆ 在宅勤務や出張を削減するための設備・ソフトウェア等の導入経費
- ◆ 宅配やテイクアウトの導入に要する経費
- ◆ 省エネ型保冷庫等の購入経費
- ◆ チラシ配布やホームページ改修に要する経費 など

※ **令和2年4月1日(水) から令和2年8月31日(月) までの間に実施されたものに限り**ます。

ステップ1

- ①業種ごとの**感染拡大予防ガイドライン(内閣官房)**をご確認ください。
- ②該当がない場合は、京都府が作成した「**新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(例)**」を活用してください。

ステップ2

- 補助金の対象者になるかどうかご確認ください。(表面の補助対象者)

ステップ3

①感染拡大予防ガイドラインの趣旨に沿った事業を行う場合

- 事業再出発支援補助金の**事業費が10万円以内**(消費税を除いた額)の場合
→ 10万円の範囲内で**事業費相当額**が補助されます。
- 事業再出発支援補助金の**事業費が10万円以上**(消費税を除いた額)の場合
→ 10万円+
10万円を超える部分は**応援補助金の補助率・補助上限額**を適用

(例)小規模事業者が、事業費40万円のキャッシュレスシステムを導入する場合
(40万円-10万円)×2/3+10万円=30万円を補助

②業務改善・売上向上につながる事業を行う場合

- **応援補助金の補助率・補助上限額**が適用されます。
小規模事業者・個人事業者・商工団体等・病院・NPO 補助率2/3(上限20万円)
中小企業者 補助率1/2(上限30万円)

※**応援補助金**で、①②の両方の事業を行う場合も、
補助金は最大で、小規模事業者等20万円、中小企業者30万円以内となります。

ステップ4

- 事業終了後、必要書類をそろえて補助金を申請してください。**
(9月15日までに 郵送またはWebでの申請)

★事業を実施し、必要経費の支払を全て終了された後の「事後申請」となります。

